

令和 3 年度

駒岡清掃工場電気設備整備業務

仕 様 書

札幌市環境局環境事業部駒岡清掃工場

I 委託業務の概要

1 業務名

駒岡清掃工場電気設備整備業務

2 業務内容

本業務は、清掃工場及び破碎工場受変電設備の安定稼働の確保を目的とし、各設備及び機器の円滑かつ継続的な運転を図るための点検、整備等を行うものである。

3 履行期間

令和3年4月2日から令和3年6月30日まで

4 履行場所

札幌市南区真駒内602番地

札幌市駒岡清掃工場

5 業務範囲

整備内容書、点検整備項目一覧及び図面のとおりとする。

なお、業務実施にあたり工場保管の図面が必要となる場合は貸与するが、業務完了後、速やかに原状復帰のうえ返還すること。また、複写は禁止する。

6 再委託について

契約書に規定する「主たる部分」とは、次に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。

(1) 総合的な業務履行計画及び進捗管理

(2) 整備手法の決定及び技術的判断

なお、前述の「主たる部分」以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲および選考する業者について、事前に施設管理担当者の承諾を得ること。

また、業務全体の品質・安全確保のため、委託者との協議、他工事との調整、履行計画、工程管理、品質管理、安全管理、再委託業者の調整・指導監督等全ての面において、主体的な役割を果たすこととし、作業中は常に業務責任者が指揮・監督等の業務を行うこと。

7 用語の定義

本仕様書で用いる用語は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、平成30年版建築保全業務共通仕様書による。

II 一般事項

1 提出図書等

(1) 業務着手時に提出するもの

ア 業務着手届 1部

契約後、業務に着手した時は直ちに届け出ること。

着手届の余白部分に労働基準監督署からの「労働保険関係成立の証」受領印があること。なお、上記保険成立印取得に時間を要する場合は、「労働者災害補償保険関係成立証明書」を後日提出することも認めるが、その間現場での実作業は行えない。

イ 業務責任者指定通知書 1部

ウ 業務責任者経歴書 1部

エ 業務日程表 1部

(2) 現場作業前に提出するもの

事前に施設管理担当者に提出の上、承諾を得ることとし、内容に不足、疑義等があった場合には、承諾を得るまで作業ができないものとする。

ア 安全管理体制表 1部

ア) 安全管理体制・安全活動計画資格者名簿

イ 施工管理 1部

ア) 履行（施工）計画書

① 連絡体制・履行体制表

② 資格者名簿（本業務に必要な資格）

- ③ 仮設・搬入計画
 - イ) 整備要領書
 - 整備毎に整備手法、手順など詳細な作業手順書
 - ウ 品質管理 1 部
 - ア) 品質管理体制・社内検査体制表
 - イ) 測定機器一覧
 - (使用予定測定機器の検査成績書及び校正履歴等の管理記録)
- (3) 現場作業中に提出するもの
 - ア 作業日報 1 部
 - イ 週間予定表 1 部
- (4) 業務完了時に提出するもの
 - ア 業務報告書 2 部
 - 整備ごとに整理し、一括提出すること。
 - 電気事業法に基づく整備及び検査等に使用する測定機器については、検査成績書及び校正履歴等の管理記録を併せて提出すること。
 - 設備、機器の仕様に変更が生じる場合には、完成図面等を併せて提出すること。
 - 該当設備・機器について熟知した者が作業を行い、次回交換推奨部品や点検推奨項目等を報告書に記載すること。
 - イ 業務記録写真 1 部
 - 整備ごとに、整備前、整備中、整備後及び検査状況の写真を撮影し提出すること。
 - (印刷物は、両面カラーコピーとし、用紙・インク等は通常の使用条件のもとで、3年間程度顕著な劣化を生じないものとする。)
 - ウ 試験成績表(各種測定表を含む) 1 部
 - 測定結果には、管理基準値及び許容値を併記し、良否判断が可能な構成とすること。
 - エ 業務完了届 1 部
- (5) 任意に提出を求めるもの
 - 異常報告書(速報) 1 部
 - 各種測定記録時等に管理基準値外の数値を計測した場合又は異常の疑いが見られる場合には直ちに速報を提出すること。
- (6) 提出図書等の様式
 - 提出する書類等の様式は、事前に施設管理担当者と協議のうえ、承諾を受けること。
- 2 検査に使用する測定器及び計装用計器(以下「測定器等」という。)
- (1) 電気事業法に基づく整備及び検査に使用する測定器等は、校正又は点検調整済みの機器とし、事前に校正記録、検査成績書、点検表及び使用期限を明示した記録を提出し、施設管理担当者の承諾を受けること。
- (2) 測定器等は、その測定に必要とされる精度のものを使用すること。
- (3) 測定器等は十分な保管管理を行い、使用しない時は専用のケース及び場所に保管し損傷等による測定値の誤りのないようにすること。
- (4) 測定器等を損傷させた場合及び誤測定が発生した場合は、代替品により再測定を行うこと。この場合も(1)同様事前承諾を受けること。
- 3 適用法令
 - (1)「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「電気事業法」「労働安全衛生法」等の関係法令に基づいて業務を行うこと。
 - (2) その他適用法令及び適用規格
 - 業務の履行にあたり、下記の関連法令及び規格を遵守すること。
 - ア 日本工業規格
 - イ 内線規程
 - ウ 消防法
 - エ 建築基準法

オ 建設業法

カ その他関連法令、規格

4 業務条件

業務の実施時間帯は、原則として下記のとおりとする。

業務時間：8時30分～17時00分

休日（土・日曜日及び祝祭日）に業務を行う場合及び上記時間帯を超過する場合は、施設管理担当者と協議すること。

(1) 焼却炉等の予定停止期間

ア 1・2号炉中間整備：令和3年5月6日～令和3年5月30日

イ 全停電作業予定日：令和3年5月15日

(2) 施設内入退出について

施設内への入退出場所・方法・時間については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

5 業務責任者

(1) 業務の実施に先立ち業務責任者を選任し、次の事項について書面をもって提出する。

なお、業務責任者に変更があった場合も同様とする。

ア 氏名

イ 年齢

ウ 経歴書

エ 資格書（写）（1級電気工事施工管理技士）

オ 受託者との雇用関係を証明する書類等

(2) 業務責任者は現場作業中は常駐とし、業務担当者に作業内容及び施設管理担当者の指示事項等を伝え、その周知徹底を図ること。

なお、常駐とは実際に整備作業（資材・機材の搬入、仮設作業等を含む）が行われている期間を示し、以下の期間を除く。

・ 契約から現場施工に着手するまでの期間

・ 炉の切替期間など、整備作業が全面的に一時中断している期間

(3) 本業務期間中に別契約の業務委託又は工事と工程が重複する場合、他の業務責任者又は現場代理人と行程調整を図ること。

6 業務担当者

次のような資格者による作業が必要な場合、関係法令等に従い、適切に有資格者を配置すること。なお、資格者は重複しても差し支えないものとする。

(1) 第3種電気主任技術者又はそれと同等以上の技能を有する者

(2) その他関連法令等で必要となる資格

7 建物内外施設等の利用

(1) 居室等の利用

原則として利用できない。

(2) 資材置場・仮設事務所

資材置場・仮設事務所等が必要とする用地については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

8 駐車スペースの利用

業務履行に伴う車両の駐車に必要とする用地については、施設管理担当者と調整し、承諾を受けること。

9 安全衛生管理

(1) 業務責任者は業務担当者の労働安全衛生に関する安全教育に努め、関係法令に従い作業環境を良好な状態に保つことに留意し、特に換気、騒音防止、照明の確保等を心掛けること。

(2) 酸欠等作業場所

施設内は、酸素欠乏等の危険な箇所もあることから事前に確認し、業務担当者に周知すると

ともに、関係法令を遵守し事故防止に努めること。

10 火気の取扱

火気を使用する場合は、あらかじめ施設管理担当者の承諾を得るものとし、その取扱いに際しては十分注意すること。

11 喫煙の禁止

喫煙は、工場敷地内（車両内を含む）において禁止する。

12 出入禁止箇所

業務に関係のない場所及び部屋への出入は禁止する。

13 服装等

(1) 業務関係者は特記事項による他、業務に適した服装、履物で業務を実施すること。

(2) 業務関係者は、前号に定める場合、また特別な作業に従事する他は、名札又は腕章の着用を義務付ける。

14 施設管理担当者の立会い

作業に際して施設管理担当者の立会いを求める場合は、原則事前の申し出による。

15 業務の立会い、確認

施設管理担当者の指示に従い、次の立会い確認を受けること。

(1) 業務開始前

業務日程表をもとに、検査日・立会日等を施設管理担当者と確認すること。

(2) 業務実施中

ア 自主検査（社内検査）

受託者は、各機器の整備終了次第チェックシート等により検査し、報告すること。なお、チェックシートの様式は、施設管理担当者の承諾を受けること。

イ 段階確認ほか

各整備は、指定された期間内に実施するものとし、前述の自主検査を終了した後、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

なお、施設管理担当者より改善指示書が出された場合は指定する期日までに改善するとともに、当該箇所の改善報告書を提出し、施設管理担当者の立会、確認を受けること。

16 復旧

他の設備及び既存物件の損傷・汚染防止に努め、万一損傷又は汚染が生じた場合は、速やかに施設管理担当者へ報告するとともに、受託者の責任において原状復旧すること。

17 その他

(1) 作業は本仕様書に基づいて行い、部品等について明記のない場合及び汎用品を除き、部品等はメーカー純正品とし規格・型番等は厳格に守ること。

(2) 各作業について職種別に人工数を作業日誌等で報告すること。

(3) 各機器整備後の試運転調整、完了条件は特記事項による。

(4) 特許等に関わる事項は、受託者にて整理すること。

III 特記事項

1 受託者の負担の範囲

受託者の負担の範囲は次による。

(1) 業務の実施に必要な車両に係る経費

(2) 業務の実施に必要な工具、校正証書付計測器等機材（機器付属品は除く）

(3) 業務の実施に必要な消耗部品、材料、油脂等（支給品除く）

(4) 業務の実施に必要な事務所等の仮設設備

(5) 業務の実施に必要な電気の使用に係る経費

(6) 業務の実施に必要な外線電話等の使用に係る経費

(7) 文具等の事務消耗品

(8) 日誌及び報告書の用紙、記録ファイル

(9) 全停電時の仮設電源設置及び仮設配線費用

2 業務条件

(1) 本業務履行期間中における他予定業務・工事は次のとおりである。

- ア 焼却設備中間整備業務
- イ ダイオキシン類濃度測定業務
- ウ 計装システム保守業務
- エ 電油操作器整備業務
- オ クレーン整備業務
- カ 塩化水素・ばいじん濃度計保守業務
- キ 電動機整備業務

3 廃棄物の処理

業務の実施に伴う発生材の処理方法は以下のとおりとする。

但し、仮設事務所から出る廃棄物及び仮設便所の処理費用は、受託者の負担とする。

	発生材・廃棄物名	処理方法
ア	焼却可能なもの	投入ステージ大扉横
イ	廃金属	工場敷地内の廃金属置き場
ウ	廃油	工場敷地内の廃油置き場
エ	その他可燃物	投入ステージ大扉横

4 完了条件

検査により、次の条件が満たされること。

(1) 各機器の試運転の結果が良好であること。

(2) 上記において不具合が発見された場合、直ちに原因の調査、報告を行う。

その原因が受託者の責に帰するものである場合は、補修方法等について協議のうえ、受託者の責任により復旧し、再度、前号と同様の検査方法により不具合が発見されないこと。

その原因が受託者の責に帰するものでない場合は、施設管理担当者と対応を協議し、承諾を得ること。

5 環境負荷の低減

(1) 本業務の履行においては、委託者である札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 施設内清掃作業にあたっては、環境に配慮した資機材及び装備等を使用し極力節約に努めること。

(3) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心掛けること。

(4) 本業務の履行において使用する物品・材料等は極力環境に配慮したものを使用すること。

(5) 業務に伴い排出される廃棄物は極力、減量、リサイクルすること。

6 その他

(1) 本仕様書に明記のない事項については、施設管理担当者と協議して決定する。

(2) 疑義の発生についても前号と同様とする。

(3) 新型コロナウイルス感染拡大防止を図ること。

ア 業務中は、アルコール消毒液の設置やマスク着用、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、朝・夕の検温など作業従事者等の健康管理に留意すること。

イ コロナウイルス感染症の感染者(感染の疑いのある者を含む)及び濃厚接触者があることが判明した場合は、速やかに発注者に報告するなど、連絡体制の構築を図ること。

ウ 業務の履行に当たっては、極力「三つの密（密閉・密集・密接）」の回避を図ること。
現場における朝礼・点呼、各種打合せ、着替えや食事休憩、密室・密閉空間における作業においては、他の作業員と一定の距離を保つ配慮をすること。